

【経済・産業委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件(うち本院先議2件)、本院議員提出1件(第146回国会提出、本院継続)の合計9件であり、内閣提出8件を可決し、本院議員提出1件は撤回した。

また、本委員会付託の請願10種類64件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

契約とは、民法では、対等な当事者間の自由な意思に基づく行為であるとしているが、現実には、消費者と事業者の間に結ばれる消費者契約において、両者の間には交渉力や情報について明らかな格差が存在する。経済活動の進展につれ、様々な新商品・サービスが提供され、契約形態も多様化してきたが、それに伴って格差は拡大し、消費者がアンフェアな契約締結をしてしまう契約トラブルが増加してきた。トラブル解決のために訪問販売法などの個別業法の整備も進められたが、対象範囲が限定的であり、全ての契約に対応できるわけではない。また、基本法たる民法は前述のように当事者の対等性を前提としており、当事者間の格差を背景とした近時のトラブルの全てを適切に解決しうるものではない。民法と業法の隙間を埋める包括的な民事ルールを制定する必要性が高まったことから、国民生活審議会において数次にわたる検討が行われ、**消費者契約法案**(閣法第56号)の提出に至った。

この法律案は、雇用契約を除く全ての契約を対象とする包括的な立法である。その主な内容は、事業者の一定の行為によって消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができること、また、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とすることなど、契約の締結過程の瑕疵や不当な契約条項を消費者契約から排除しようとするものである。

参議院議員千葉景子君外1名より発議され、第146回国会において継続審査となった**消費者契約法案**(参第6号)は、契約に関する情報、交渉力等について消費者と事業者との間に構造的な格差が存在していることにかんがみ、消費者の利益を確保するため、消費者が事業者と対等な立場において契約を締結することができるよう、事業者が消費者に対し、重要事項について消費者が理解することができる程度に情報を提供しなかったり不実のことを告げた場合、威迫した場合、消費者の判断力が不足している状況を乱用した場合などについて、消費者は契約を取り消すことができるとし、取消し権の時効は追認が可能となったときから3年、契約締結から10年とするなど、消費者契約の効力等に関し必要な事項を定め、消費者契約の締結過程及び内容の適正化を図るとともに、その実効性を確保しようとするものである。

委員会においては、以上の2法案を一括議題とし、趣旨説明した後、参考人からの意見を聴取するとともに、消費者の定義、消費生活センターへの財政支援、一般条項の適用例

等について質疑が行われた。質疑終局後、参議院議員千葉景子君外1名発議の消費者契約法案は撤回され、また、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合の3党共同で、法施行後3年を目途として法律の見直しを検討すること等を内容とする修正案が提出された。順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、原案どおり全会一致をもって可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案は、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物（高レベル放射性廃棄物）の最終処分が原子力発電を進めていく上で残された最重要課題の一つであることから、平成6年6月に原子力委員会が策定した「原子力開発利用長期計画」に示された基本的方針に基づき、10年5月に原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会において、報告書「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方」が取りまとめられ、情報公開の在り方、信頼性と透明性のある制度の整備、立地地域との共生、処分予定地の選定プロセス等について、法律の制定を含め、具体的方向の策定に向けた基本的考え方が提言された。また、11年3月には総合エネルギー調査会原子力部会において、中間報告「高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方」が取りまとめられ、処分費用の合理的見積り、処分事業に求められる要件、実施主体の在り方、事業資金の安定的確保策等について、その制度化の道筋が示された。

本法律案は、それらの報告を踏まえ、高レベル放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、国の基本方針及び最終処分計画の策定、概要調査地区等の選定、最終処分費用に係る拠出金制度、最終処分実施主体の設立、拠出金の管理を行う指定法人等について定めることにより、最終処分の実施に必要な枠組みを制度化しようとするものである。

なお、本法律案については、衆議院において、通商産業大臣が最終処分計画における概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、その所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長から聴取した意見を十分に尊重してしなければならないとする修正が行われた。

委員会においては、参考人からの意見を聴取するとともに、使用済燃料の再処理後処分の妥当性、処分地選定過程の情報公開、安全規制に関する法の早期制定等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、8項目の附帯決議が付された。

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、石炭鉱業の構造調整が平成13年度末をもって完了するに当たり、12年度・13年度において必要となる財源を確保するため、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法を改正し、歳入不足を石炭勘定による借入等で賄うとともに、臨時石炭鉱害復旧法等の石炭対策関係6法律を廃止し、併せて所要の経過措置を設けようとするものである。委員会においては、これまでの石炭政策の評価と今後の展望、産炭地域振興対策の在り方、今後の炭鉱離職者対策の必要性等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、7項目の附帯決議が付された。

産業技術力強化法案は、我が国の技術水準が米国に比べて著しく遅れをとるなど、産業技術力の低下による産業競争力の低下が懸念されており、また、国際競争の激化と産業構造の変化の中で、これまで我が国が得意としてきたコスト低下、品質改善を進める技術革

新だけでは対応できず、新事業・新市場を創出するための技術革新を可能とする技術開発体制を構築することが急務であるため、産学官が一致して産業競争力の強化に取り組むことを基本理念として、大学の研究活動を活性化させる環境を整備するとともに、研究成果の産業への移転を促進するための措置等を講じようとするものである。委員会においては、我が国産業の国際競争力強化策、研究開発体制の在り方、国公立大学教官等による営利企業の役員兼業規制の緩和の是非等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

中小企業指導法の一部を改正する法律案は、多様な中小企業に対して、それぞれのニーズに応じてきめ細かく経営資源の確保を支援することが、地域における経済の活性化など我が国経済の活力の維持及び強化にとって非常に重要な役割を果たすため、国及び地方公共団体等が行う中小企業に対する指導事業を支援事業に改めるとともに、新たに都道府県等中小企業支援センターの設置、中小企業診断士の資格要件の明確化等を図ろうとするものである。委員会においては、中小企業支援センター業務の在り方、中小企業支援に携わる人材の確保、中小企業診断士制度の充実等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、3項目の附帯決議が付された。

アルコール事業法案は、平成11年4月に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」に基づいて、アルコールの専売制度を廃止するとともに、廃止後においてもアルコールの安定的な供給を図るため、暫定措置として5年間、新エネルギー・産業技術総合開発機構による一手購入販売の業務等について所要の措置を講じようとするものである。委員会においては、専売制度廃止後の安定供給確保策、民営化に伴う職員の処遇等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、4項目の附帯決議が付された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、独占禁止法の適用除外制度については累次見直しが行われており、既に自由化が進められている電気・ガス事業等の自然独占に固有な行為に対する適用除外規定を廃止するとともに、平成11年3月に閣議決定された改定「規制緩和推進3か年計画」において明記された民事的救済制度を整備するため、不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求制度の導入を図るほか、事業者団体による競争の実質的制限行為など事業者団体の違反行為等を無過失損害賠償責任の対象とする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、差止請求制度の実効性の確保、不当廉売行為への対応、公正取引委員会の組織・機能の充実・強化等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

弁理士法案は、情報や知識が大きな付加価値を生み出す「知恵の時代」を迎え、我が国産業の国際競争力を強化し、中小企業の活性化を図るためには、知的財産を保護するとともに、これを積極的に活用して収益を生み出し、新たな創造活動の源とするための仕組みを構築することが必要であるため、平成11年12月に工業所有権審議会から出された「弁理士法の改正等に関する答申」に基づいて、特許等の知的財産の事業化や取引活動を支援する知的財産専門サービスの重要な担い手である弁理士について、その業務範囲の拡大、弁理士試験制度の見直し等について所要の措置を講じようとするものである。委員会においては、業務拡大に伴う資質の確保策、特許紛争処理体制の機能強化、知的財産権に係る

総合的取組の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。
なお、4項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月14日、通商産業行政の基本施策及び経済計画等の基本施策について質疑が行われ、景気問題、アラビア石油の権益延長問題、電力の自由化と安定供給との関係、自然エネルギーの促進、放射性廃棄物の地層処分の安全性、エネルギーのセキュリティ対策、中小・ベンチャー企業の振興策、情報のセキュリティ対策、知的財産権に関する国家戦略、NP〇税制、原子力発電政策の見直し、電子商取引における政府の役割、雇用対策、石油開発政策の在り方等の問題が取り上げられた。

3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度公正取引委員会、経済企画庁、通商産業省予算の審査を行い、景気問題、エネルギー政策、産業政策の在り方、小売店舗の減少問題、電子商取引に対する課税、国際投融資等における環境配慮等について質疑が行われた。

4月18日、新エネルギーの研究開発及び技術移転の実情に関する調査のための視察が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年3月9日（木）（第1回）

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 通商産業行政の基本施策に関する件について深谷通商産業大臣から所信を聴いた。
- 経済計画等の基本施策に関する件について堺屋経済企画庁長官から所信を聴いた。
- 平成11年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について根来公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成12年3月14日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 通商産業行政の基本施策に関する件、経済計画等の基本施策に関する件等について堺屋経済企画庁長官、深谷通商産業大臣、小池経済企画政務次官、茂木通商産業政務次官、細田通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- アルコール事業法案（閣法第41号）について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月15日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
- （総理府所管（公正取引委員会、経済企画庁）、通商産業省所管、総務省所管（公正

取引委員会)、経済産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門)について深谷通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官及び根来公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同長官、同大臣、細田通商産業政務次官、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年3月16日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- アルコール事業法案(閣法第41号)について深谷通商産業大臣、茂木通商産業政務次官、政府参考人及び参考人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事村瀬盛夫君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第41号) 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成12年3月21日(火)(第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月23日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について深谷通商産業大臣、長勢労働政務次官、橋自治政務次官、細田通商産業政務次官、茂木通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第4号) 賛成会派 自民、民主、明改、社民、自由、参院
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成12年3月28日(火)(第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 弁理士法案(閣法第87号)について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月30日(木)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 弁理士法案(閣法第87号)について深谷通商産業大臣、茂木通商産業政務次官、細田通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第87号) 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 中小企業指導法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月4日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業指導法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣、茂木通商産業政務次官、細田通商産業政務次官、大野厚生政務次官、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第25号） 賛成会派 自民、民主、明改、社民、自由、参院

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 産業技術力強化法案（閣法第24号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月13日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 産業技術力強化法案（閣法第24号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣、細田通商産業政務次官、林大蔵政務次官、橋自治政務次官、小此木文部政務次官、茂木通商産業政務次官、前田郵政政務次官、斉藤科学技術政務次官、市川人事官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第24号） 賛成会派 自保、民主、明改、社民、参ク

反対会派 共産

○平成12年4月20日（木）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者契約法案（閣法第56号）（衆議院送付）について堺屋経済企画庁長官から趣旨説明を聴き、
消費者契約法案（第146回国会参第6号）について発議者参議院議員千葉景子君から趣旨説明を聴き、

以上両案について発議者参議院議員小川敏夫君、堺屋経済企画庁長官、小池経済企画政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

- また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年4月25日（火）（第12回）

- 消費者契約法案（閣法第56号）（衆議院送付）
消費者契約法案（第146回国会参第6号）

以上両案について参考人一橋大学大学院法学研究科教授松本恒雄君、社団法人全国

消費生活相談員協会消費生活専門相談員岡田ヒロミ君、社団法人経済団体連合会経済本部長角田博君及び日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長藤森克美君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月27日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者契約法案（閣法第56号）（衆議院送付）
消費者契約法案（第146回国会参第6号）

以上両案について発議者参議院議員千葉景子君、堺屋経済企画庁長官、小池経済企画政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

- 消費者契約法案（第146回国会参第6号）の撤回を許可した。
- 消費者契約法案（閣法第56号）（衆議院送付）を可決した。
（閣法第56号）賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成12年5月9日（火）（第14回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について青木内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月11日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について青木内閣官房長官、岸田建設政務次官、持永総務政務次官、細田通商産業政務次官、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第81号）賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成12年5月18日（木）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院商工委員長代理伊藤達也君から説明を聴いた。

○平成12年5月23日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について

深谷通商産業大臣、斉藤科学技術政務次官、細田通商産業政務次官、茂木通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月25日（木）（第18回）

- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について参考人財団法人地球環境戦略研究機関理事長森嶋昭夫君、富士常葉大学長徳山明君、西南学院大学教授松田時彦君、電気事業連合会原子力開発対策委員会委員長前田肇君、岐阜県瑞浪市長高嶋芳男君及び青森県六ヶ所村長橋本寿君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月30日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣、細田通商産業政務次官、斉藤科学技術政務次官、茂木通商産業政務次官、河村文部政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。（閣法第66号）賛成会派 自保、民主、明改、参ク
反対会派 共産、社民
なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第4号）

【要 旨】

本法律案は、石炭鉱業をめぐる諸情勢等からみて石炭鉱業の構造調整等を完了することができる状況にあることにかんがみ、平成13年度末までを期限とする現行石炭対策の完了に必要な財源措置を講ずるとともに、石炭対策関係法律を廃止し、併せて所要の経過措置の整備等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正

- (1) 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石炭勘定の負担において、政策経費を確保するため、平成12年度及び平成13年度に借入金をすることができるものとする。
- (2) 新エネルギー・産業技術総合開発機構からの国の出資に係る国庫納付金を石炭勘定の歳入とする。
- (3) 法律名を「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」とし、石炭勘定を平成13年度末をもって廃止するとともに、借入金の償還等を経理する暫定的勘定を平成18年度末までの間設置する。

2 臨時石炭鉱害復旧法等の廃止

- (1) 石炭対策関係法律である臨時石炭鉱害復旧法、石炭鉱業構造調整臨時措置法、炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法、石炭鉱害賠償等臨時措置法、石炭鉱業

経理規制臨時措置法及び産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の6法律を、平成13年度末をもって廃止する。

(2) 臨時石炭鉱害復旧法等の石炭関係法律の廃止に伴う経過措置の整備を行う。

3 臨時石炭鉱害復旧法の一部改正

臨時石炭鉱害復旧法の廃止までの間必要となる浅所陥没被害の復旧事業を行う指定法人の体制整備を図るための指定要件の緩和を行う。

4 地域振興整備公団法及び石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正

(1) 地域振興整備公団の産炭地域振興業務について平成13年度末をもって終了することとし、同公団が平成14年度以降引き続き行う経過業務に係る規定の整備を行う。

(2) 石炭鉱業構造調整臨時措置法等の廃止により平成13年度末をもって終了する新エネルギー・産業技術総合開発機構の石炭鉱業構造調整業務及び石炭鉱害賠償等業務について、同機構が平成14年度以降引き続き行う経過業務に係る規定の整備を行う。

5 産炭地域振興臨時措置法の一部改正

(1) 道県が発行を許可された地方債に係る利子補給金の支給について、平成14年度以降は地域振興整備公団の業務とする。

(2) 産炭地域振興臨時措置法の失効に際しての激変緩和措置として、特定の地区内において平成13年度末までに着手した特定公共事業の経費に対する国の負担又は補助の割合の特例について、法失効後も引き続き平成18年度末まで継続する措置を講ずる。

6 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 産炭地域振興臨時措置法の失効後の激変緩和措置の対象とする市町村については、地域経済、地方公共団体の財政及び過疎等の状況を総合的に勘案して、指定すること。

また、産炭地の地方公共団体への公共事業の優先的実施に配慮するほか、財政支援の継続を図ること。

2 炭鉱離職者の雇用対策については、今後の石炭鉱業の合理化及び関係地域の雇用状況等を考慮し、法廃止後も含め、なお十全な対策を講ずるとともに、産炭地域開発就労事業における就労者の自立促進、同事業の終了に伴う激変緩和措置について万全の対策を講ずること。

3 累積鉱害の完全解消を図るため、鉱害関係機関等とのより一層の連携、協力により復旧を強力に進めること。また、浅所陥没等の処理のため、速やかに指定法人の指定と同法人への財政支援を行うこと。

4 炭鉱技術移転5ヶ年計画の実施に当たっては、国内稼行2炭鉱が技術研修現場となることから、同炭鉱が保安施設等を十分に整備できるよう配慮すること。

5 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）鉱害本部職員の処遇等雇用対策については、NEDO本部への配置転換を含め、職員の意向を可能な限り尊重し、対応すること。

6 石炭の多角的かつ総合的な利用を促進するため、環境と調和した石炭エネルギー利用

技術等の積極的な開発・導入に努めること。

- 7 我が国の石炭鉱業の現状にかんがみ、今回の炭鉱事故については、原因の徹底究明と再発防止策を含め保安体制の整備を図るとともに、操業停止に伴う炭鉱従業員及び中小零細企業対策等に十分配慮すること。

右決議する。

産業技術力強化法案（閣法第24号）

【要 旨】

本法律案は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本事項を定め、併せて産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念

産業技術力の強化は、産業技術力が我が国産業の持続的な発展を図るための基盤であることにかんがみ、技術の改良に係る産業技術水準の維持・向上を図りつつ、国、地方公共団体、大学及び事業者の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究・開発を行うとともに、その成果の企業化を行う能力を強化することを基本として行われるものとする。

2 国等の責務

国、地方公共団体、大学及び事業者のそれぞれについて、産業技術力の強化に関する責務を定める。

3 施策の基本となる事項

国は、研究者等の確保・養成及び資質の向上、研究開発施設の整備等、研究開発に係る資金の重点化及び効率化、産学官の連携強化、研究成果の移転の促進等について、必要な施策を講ずる。

4 支援措置

国は、産業技術力の強化のために、以下のような具体的な支援措置を講ずる。

- (1) 企業等から国公立大学に対し委託研究等のために提供される資金について、その受入れ及び使用を円滑に行うための措置を講ずる。
- (2) 国公立大学及び国公立試験研究機関の研究者について、その研究成果を活用する事業を実施する営利企業等の役員を兼ねることが研究成果の移転に重要な意義を有することに配慮しつつ、当該研究成果を活用する事業者に対する支援として必要な措置を講ずる。
- (3) 特定大学技術移転事業を実施する者（TLO）等が国立大学等の施設を移転事業に使用することが産業技術力の強化のため特に必要であると認められるときは、当該施設を無償で使用させることができる。
- (4) 特許庁長官は、大学の教官等について特許料の軽減等の措置を講ずることができる。
- (5) 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として、産業技術に関する研究・開発の助成、技術者の養成及び資質の向上を図るための研修等の業務を追加する。

中小企業指導法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要 旨】

本法律案は、近年の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業者が技術開発、人材確保、資金調達等経営資源を確保することを支援するため、国、都道府県等及び中小企業総合事業団が行う中小企業支援事業を強化するなど所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の題名及び目的の改正

法律の題名を「中小企業指導法」から「中小企業支援法」に改めるとともに、法律の目的を、国、都道府県等及び中小企業総合事業団が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、中小企業の経営診断等の業務に従事する者の登録制度を設けること等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、もって中小企業の振興に寄与することと改める。

2 中小企業指導事業等の規定の整備

(1) 中小企業指導計画等の名称変更

国、都道府県等及び中小企業総合事業団が行う経営診断、試験研究、研修等の事業の名称を「中小企業指導事業」から「中小企業支援事業」に改めるとともに、この事業の実施に関する計画の名称を「中小企業指導計画」から「中小企業支援計画」に改める。

(2) 中小企業支援事業への配慮

中小企業支援計画を定めるに当たっては、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の発展状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるよう配慮しなければならない。

(3) 指定法人の業務の拡大

都道府県知事が、当該都道府県に一を限って中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせる指定法人の業務を拡大し、中小企業者の経営方法又は技術に関し、高度の専門的な知識及び経験を必要とするため当該都道府県が自ら行うことが困難な経営診断を行う事業等を行わせることができる。

3 中小企業の経営診断の業務に従事する者の資格要件等の整備

(1) 中小企業の経営診断の業務に従事する者の資格要件及び登録

中小企業の経営診断の業務に従事する者の資格は、一定の要件に適合する試験合格者等とし、経済産業大臣は、登録簿を備え、これらの者の登録を行う。

(2) 中小企業の経営診断の業務に従事する者に係る試験

経済産業大臣は、中小企業の経営診断に関する必要な知識についての試験を行い、一定の要件に適合する指定の公益法人にその試験事務を行わせることができる。

4 その他

政府は、この法律の施行後5年を目途として、中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録、試験等の施行状況を勘案して、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、必要な措置を講ずる。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 中小企業支援事業への変更の趣旨を踏まえ、中小企業支援計画の策定、実施に当たっては、地域の特性に応じた柔軟かつ主体的な支援の実現及び中小企業への経営、技術支援に必要な人材の確保が達成されるよう格段の工夫を図ること。

また、地方公共団体に係る各種支援機関に対しては、本法の趣旨を周知徹底し、中小企業のニーズに的確に対応しうる人材の配置や活用を図るなど能力の向上に努めるよう促すこと。

2 都道府県等中小企業支援センターの整備に当たっては、ワンストップ・サービス化を実現するため、都道府県等における既存の中小企業支援組織の見直し・統合化及び協力・連携の強化を図るとともに、都道府県の退職公務員の受け皿となることのないよう、公募により広く人材を求める等、真に求められる人材の配置やその活用を図ること。

また、地域中小企業支援センターの整備に当たっては、各種支援サービス、拠点の紹介機能の充実に努めるほか、偏在のないようその設置場所の選定に留意すること。

3 中小企業診断士の資格要件を定める省令については、中小企業のニーズを適切に反映したものとするとともに、試験・実習の内容等について間断なくその見直しを行っていくこと。

右決議する。

アルコール事業法案（閣法第41号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、アルコール専売制度を廃止するとともに、我が国のアルコール事業の健全な発展とアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図るため、アルコールの製造、輸入及び販売の事業等に係る許可制度並びに新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）による特定アルコールの販売の業務等について所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 目的等

(1) この法律は、アルコールが広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠であり、かつ、酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用の防止に配慮しつつ、アルコールの製造、輸入及び販売の事業の運営等を適正なものとすることにより、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) この法律において「アルコール」とは、アルコール分（温度15度の時において原容量100分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。）が90度以上のアルコールをいう。

2 アルコールの製造、輸入及び販売の事業等に係る許可制度

(1) アルコールの製造、輸入若しくは販売の事業又は使用を行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととするとともに、その許可及び許可を受けた者に関し、欠格条項、許可の基準等の必要な規定を設ける。

(2) 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可を受けたアルコール製造事業者等に対し、その業務に関する報告をさせ又は立入検査を行うことができる。

3 特定アルコールの販売

- (1) 機構は、酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額を付加したアルコールを、特定アルコールとして販売することとともに、これを使用しようとする者に対しては、経済産業大臣の許可を受ける義務を課さないものとする。
- (2) 機構は、特定アルコールの販売価格を定めようとするときは経済産業大臣の認可を受けなければならないこととともに、販売価格のうち一定の額を国庫に納付しなければならないものとする。

4 納付金の徴収

製造事業者等の許可者が許可者以外の者にアルコールを譲渡した場合等においては、経済産業大臣は、その違反行為を行った許可者に対して納付金を国庫に納付することを命じなければならない。

5 緊急時の措置

経済産業大臣は、緊急時においては、アルコール製造事業者等に対し、アルコールの製造予定数量の増加等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

6 罰則

所要の罰則について必要な規定を設ける。

7 アルコール専売制度廃止後の暫定措置

- (1) アルコール専売制度の廃止後、当分の間（おおむね5年間）、暫定措置として、機構は、アルコール製造業務及び特定アルコール以外の一般アルコールの一手購入・販売業務を行う。
- (2) 機構は、一般アルコールの販売価格を定めようとするときは経済産業大臣の認可を受けなければならない。

8 機構のアルコール製造部門の民営化

政府は、この法律の施行後5年を目途に、機構からアルコール製造業務の全部を引き継ぐ株式会社として政府がその資本の全額を出資するものを設立するとともに、その株式会社をできる限り早期に民営化するため、必要な措置を講ずるものとする。

9 その他

- (1) この法律は、一部を除き平成13年4月1日から施行する。
- (2) 政府は、アルコールに関する内外の経済的社会的環境の変化に応じ、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (3) アルコール専売法、アルコール専売事業特別会計法及びアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律は、廃止する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）がアルコール製造事業を運営するに当たっては、株式会社への移行に向けて、長期的視点から積極的かつ効率的な事業展開を図ることができるよう措置すること。
- 2 NEDOのアルコール製造部門の株式会社化については、当該部門の株式会社としての経営の見通しを十分確認の上、発足させること。
- 3 中小のアルコール需要者にアルコールが安定的に供給されるよう配慮すること。

- 4 NEDOのアルコール製造事業の株式会社への移行の際及び移行後、職員の雇用と処遇については、不利益となることがないように十分配慮すること。
右決議する。

消費者契約法案（閣法第56号）

【要 旨】

本法律案は、消費者と事業者との間の情報及び交渉力の格差にかんがみ、消費者と事業者との間で締結される契約に係る紛争を公正かつ円滑に解決することにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律において「消費者契約」とは消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

「消費者」とは、個人をいい、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

2 事業者及び消費者の努力

(1) 事業者は、消費者契約の条項の明確化、平易化に配慮するとともに、消費者契約締結の勧誘に際しては、消費者の権利義務などの消費者契約の内容についての情報提供に努めなければならない。

(2) 消費者は、消費者契約締結に際しては、消費者の権利義務などの消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

3 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

(1) 消費者は、事業者が消費者契約締結の勧誘に際して重要事項について事実と異なることを告げたり、将来の変動が不確実な事項について断定的な判断を提供することによって当該内容が事実だと誤認したときは、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる。

(2) 消費者は、事業者が消費者契約締結の勧誘に際して重要事項について消費者の利益になる旨を告げ、かつ、不利益となる事実を故意に告げなかったことによって当該事実が存在しないと誤認したときは、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる。

(3) 消費者は、事業者が消費者契約締結の勧誘に際して消費者の住居等から退去しない行為や当該勧誘をしている場所から消費者を退去させない行為を行ったことによって困惑したときは、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる。

(4) 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消権は、追認をすることができる時から6箇月間行わないとき及び当該消費者契約の締結の時から5年を経過したとき、時効によって消滅する。

4 消費者の利益を不当に害する条項の無効

消費者契約の条項のうち、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額の予定又は違約金が一定の限度を超えることとなる条項のほか、消費者の利益を一方的に害する条項について、その全部又は一部を無効とする。

5 施行期日

この法律は、平成13年4月1日から施行し、施行後に締結された消費者契約について適用する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 消費者契約に係る紛争の簡易・迅速な解決を図るため、裁判外紛争処理機関の充実・強化を図るとともに、その積極的な活用に努めること。
特に、都道府県及び市町村に設置された消費生活センター、苦情処理委員会等について、専門家の派遣等を含め、その支援に努めるとともに、紛争解決機能を充実する観点からセンター等の役割の明確化、消費生活相談員の育成及び人材の確保を図ること。
- 2 消費者契約に係る紛争を防止するため、国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）を活用し、本法制定の趣旨に沿うよう、紛争及び解決の事例に関する情報の的確な収集・分析を行うとともに、その結果を可能な限り国会等に公表するよう努めること。
- 3 消費者が、契約に関して自己責任に基づいた主体的・合理的な判断及び行動ができるよう、消費者教育の支援等に積極的に取り組むこと。
- 4 商品等に係る情報等が高度化・専門化してきている実情から、事業者が、特に高齢者にみられる判断力の不足している者に対し、その状況に乗じて不当な消費者契約をすることのないよう消費者の利益の擁護に特段の配慮をすること。
- 5 紛争の最終的な解決手段である裁判制度が消費者にとって利用しやすいものとなるよう、司法制度改革の動向及び本法の施行状況を踏まえ、差止請求に係る団体訴権について検討すること。
- 6 消費者契約が今後ますます多様化かつ複雑化することにかんがみ、本法施行後の状況につき分析・検討を行い、必要に応じ5年を目途に本法の実効性をより一層高めるため、本法の見直しを含め適切な措置を講ずること。

右決議する。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案（閣法第66号）

【要 旨】

本法律案は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律において「特定放射性廃棄物」とは、使用済燃料の再処理後に残存する物を固型化したものをいい、「最終処分」とは、地下300メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによって汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透することがないように必要な措置を講じて安全かつ確実に埋設することにより、特定放射性廃棄物を最終的に処分することをいう。

2 基本方針、最終処分計画及び実施計画

- (1) 通商産業大臣は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、

特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針及び最終処分計画を、閣議の決定等を経た上で策定し、公表しなければならない。

- (2) 最終処分の実施主体である原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）は、最終処分計画に従い、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する実施計画を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

3 概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地の選定

- (1) 機構は、概要調査地区を選定しようとするときは、最終処分計画及び承認を受けた実施計画に従い、あらかじめ文献調査を行い、その結果に基づき所要の要件に適合していると認めるものの中から概要調査地区を選定しなければならない。
- (2) 機構は、精密調査地区を選定しようとするときは、最終処分計画及び承認を受けた実施計画に従い、あらかじめ概要調査地区を対象とする概要調査を行い、その結果に基づき所要の要件に適合していると認めるものの中から精密調査地区を選定しなければならない。
- (3) 機構は、最終処分施設建設地を選定しようとするときは、最終処分計画及び承認を受けた実施計画に従い、あらかじめ精密調査地区を対象とする精密調査を行い、その結果に基づき所要の要件に適合していると認めるものの中から最終処分施設建設地を選定しなければならない。

4 拠出金

発電用原子炉設置者は、特定放射性廃棄物の最終処分業務に必要な費用に充てるため、毎年、機構に対し拠出金を納付しなければならない。

5 最終処分の実施

- (1) 機構は、発電用原子炉設置者が拠出金を納付したときは、最終処分計画及び承認を受けた実施計画に従い、その拠出金に係る特定放射性廃棄物の最終処分を行わなければならない。
- (2) 機構は、最終処分施設において特定放射性廃棄物の最終処分が終了したときは、あらかじめ通商産業大臣の確認を受けたときに限り、その最終処分施設を閉鎖することができる。
- (3) 機構は、最終処分施設を閉鎖する場合において、最終処分施設に関し通商産業省令で定める事項を記録し通商産業大臣に提出するとともに、その写しを公衆の縦覧に供しなければならない。通商産業大臣は、機構より提出された記録を永久に保存しなければならない。
- (4) 機構が特定放射性廃棄物の最終処分業務を行う場合についての安全の確保のための規制については、別に法律で定めるところによる。

6 原子力発電環境整備機構

- (1) 機構は、通商産業大臣の認可を受けて設立され、特定放射性廃棄物の最終処分の実施等の業務を行う。
- (2) 機構は、最終処分業務に必要な費用の支出に充てるため、発電用原子炉設置者から納付された拠出金を最終処分積立金として通商産業大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）に積み立てなければならない。

7 その他

最終処分施設の保護に関する事項、最終処分積立金の管理等の業務を行う指定法人に関する事項、罰則その他所要の措置について定める。

8 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、通商産業大臣が最終処分計画における概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、その所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長から聴取した意見を十分に尊重してしなければならないとする修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 最終処分事業の推進に当たっては、概要調査地区等の関係地方公共団体の適切な判断、理解と協力が必要不可欠となることにかんがみ、的確かつ事前に情報等を提供するよう万全を期すこと。

また、国及び関係地方公共団体は、原子力発電環境整備機構による概要調査地区等の選定に当たり、十分な情報交換を行うとともに、円滑な意思疎通を図るよう努めること。

- 2 最終処分を円滑に実施するためには、同事業に対する広範な国民の十分な理解と支持が必須であることから、事業等に関する原子力広報の充実・強化及び必要かつ十分な情報公開を行うこと。
- 3 最終処分の安全確保のための規制については、原子力安全委員会における基本的な考え方を早急に提示できるよう努めること。また、具体的な規制内容等の検討に際しては、今後の技術開発の動向等に十分配慮すること。
- 4 概要調査地区等の選定に当たっては、人口密度等の社会的条件についても十分に配慮するとともに、その選定過程の透明性・公正性の確保に十全の努力を払うこと。
- 5 原子力発電環境整備機構による最終処分事業が、将来にわたり安全かつ確実に実施されるよう、同機構の体制整備及び効率的運営の確保について十分措置すること。
- 6 最終処分積立金の資金管理業務を行う指定法人については、天下り機関との指摘を受けることのないよう厳正に対処すること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第81号）

【要 旨】

本法律案は、公正かつ自由な競争を一層促進するために、自然独占規定の廃止、不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求を行うことができる制度の導入等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 自然独占事業に固有な行為に対する適用除外規定の廃止

鉄道事業、電気事業、ガス事業等、その性質上当然に独占（自然独占）となる事業に固有の行為に対する適用除外規定を廃止する。

2 差止請求制度の導入

(1) 差止請求

不公正な取引方法によって著しい損害を受け、又は受けるおそれのあるときは、裁判所に差止請求訴訟を提起して、不公正な取引方法の停止又は予防の請求を被害者により求めることができる。

(2) 濫用防止

差止めの訴えが、不正目的による場合は、被告の申立てにより裁判所は原告に担保を提供することを命じることができる。

(3) 公正取引委員会と裁判所の関係

① 公正取引委員会に対する通知等

裁判所は、差止請求訴訟が提起されたときは、公正取引委員会にその旨を通知する。また、公正取引委員会に当該事件に関する独占禁止法の適用等必要事項について意見を求めることができる。

② 公正取引委員会の意見

公正取引委員会は、裁判所に対して、許可を得て当該事件に関する独占禁止法の適用等必要事項について意見を述べるることができる。

(4) 裁判管轄、移送

① 差止請求訴訟の裁判管轄については、民事訴訟法の規定により管轄権を有する裁判所のほか、当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所及び東京地方裁判所にも訴えを提起することができる。

② 差止請求が提起された場合、他の裁判所において同一又は同種の行為の訴訟が係属しているときは、裁判所は、申立て又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は当該訴えにつき管轄権を有する他の裁判所に移送することができる。

3 損害賠償請求制度の整備

事業者団体が競争の実質的制限行為等を行うこと及び事業者が不当な取引制限等を内容とする国際的協定又は契約をすることを無過失損害賠償責任の対象に加える。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 自然独占事業に関する適用除外規定の廃止の趣旨にかんがみ、関係事業者及び事業者団体等に対し、独占禁止法遵守への取組みを一層促すため、適正な取引に関する指針の

周知徹底等に努めること。

- 2 電気事業及びガス事業において、不当な対価による取引等公正な競争を阻害する行為に対する厳正な法運用を期するとともに、当該事業の自由化については、新規事業者の参入状況、エネルギー政策との整合性、供給安定性及び環境政策との整合性等に十分配慮しつつ、対応すること。
- 3 差止請求訴訟及び損害賠償請求訴訟における求意見制度については、事業者の秘密保持の問題等に配慮しつつ、円滑・迅速な訴訟審理に資するよう可能な限り公正取引委員会が保有する資料等の提供に努めるとともに、被害者が迅速かつ適切な救済を得られるよう、団体訴権等につき、司法制度改革に係る検討状況等を踏まえつつ、引き続き検討を行うこと。
また、本法により裁判所に提起される差止請求訴訟に的確かつ迅速に対応し得るよう、裁判所の体制を整備するよう努めること。
- 4 規制緩和等の進展に伴い、自由かつ公正な競争秩序の維持が一層重要性を増大している状況を踏まえ、公正取引委員会は違反事件への対応に万全を期すること。そのため、同委員会の審査体制等の一層の充実・強化を図ること。
- 5 中央省庁再編等行政機構の大幅な整理統合が公正取引委員会の業務に支障を来さないよう配慮するとともに、公正取引委員会の独立性、業務の公正性を引き続き確保すること。

右決議する。

弁理士法案（閣法第87号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 弁理士の職責

弁理士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 弁理士の業務

弁理士は、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- (1) 特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続等についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務
- (2) 関税定率法に規定する認定手続に関する税関長に対する手続及び認定手続の申立てをした者が行う税関長又は財務大臣に対する手続についての代理並びに特許、実用新案、意匠、商標、回路配置又は特定不正競争に関する仲裁事件の手続についての代理
- (3) 弁理士の名称を用いて、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応じること。
- (4) 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、

裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問すること。

(5) 審決等に対する訴訟に関して訴訟代理人となること。

3 弁理士試験

弁理士試験について、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

4 弁理士の登録

弁理士となるには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に、登録を受けなければならない。

5 弁理士の義務

弁理士の義務として、次に掲げる行為等を禁止する。

(1) 弁理士の信用又は品位を害するような行為の禁止

(2) 正当な理由なしに業務上知り得た秘密の漏洩又は盗用の禁止（弁理士であった者を含む。）

(3) 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件等についての業務の禁止

6 弁理士の責任

弁理士がこの法律又は法律に基づく命令に違反した場合、経済産業大臣は戒告等の処分等を行うことができる。

7 特許業務法人

弁理士は、特許業務法人を設立することができることとし、設立の登記により成立したときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。また、同法人の社員は弁理士でなければならない。

8 日本弁理士会

弁理士は、全国を通じて1個の日本弁理士会を設立しなければならないこととし、同会を法人とする。

9 弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限

弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続等についての代理又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定等を業とすることができない。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 弁理士の業務拡大等に伴う弁理士の研修においては、新規業務に十分対応できるようにするとともに、弁理士の資質が十分に向上できるように努めること。

2 今後の弁理士制度の検討に当たっては、知的財産権の国際的情勢の動向にかんがみ、我が国企業の機密事項が外国の裁判においても保護されるよう適切な方策を検討すること。

3 特許に係る裁判及び弁理士の侵害訴訟代理に関する制度については、司法制度改革審議会による検討も踏まえつつ、紛争の迅速かつ実効ある救済が図られるよう柔軟に対応すること。

4 知的財産権政策の策定に際しては、国全体としての総合的な取組が図られるよう関係省庁間での十分な連携と密接な意思の疎通に努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※4	石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	12. 2. 1	12. 3. 17	12. 3. 23 可 附帯決議	12. 3. 24 可 決	12. 2. 23 石炭対策特委	12. 3. 6 可 附帯決議	12. 3. 7 可 決
※24	産業技術力強化法案	〃	2. 8	3. 29	4. 13 可 決	4. 14 可 決	3. 13 商工	3. 22 可 決	3. 23 可 決
○12. 3. 29 参本会議趣旨説明									
※25	中小企業指導法の一部を改正する法律案	〃	2. 8	3. 29	4. 4 可 附帯決議	4. 12 可 決	3. 8 商工	3. 21 可 附帯決議	3. 23 可 決
○12. 3. 29 参本会議趣旨説明									
41	アルコール事業法案	参	2. 22	3. 9	3. 16 可 附帯決議	3. 17 可 決	3. 21 商工	3. 29 可 附帯決議	3. 30 可 決
56	消費者契約法案	衆	3. 7	4. 19	4. 27 可 附帯決議	4. 28 可 決	3. 14 商工	4. 14 可 附帯決議	4. 14 可 決
○12. 4. 19 参本会議趣旨説明 ○12. 3. 14 衆本会議趣旨説明									
66	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案	〃	3. 14	5. 17	5. 30 可 附帯決議	5. 31 可 決	4. 21 商工	5. 12 修正 附帯決議	5. 16 修正
○12. 5. 17 参本会議趣旨説明 ○12. 4. 21 衆本会議趣旨説明									
81	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 21	5. 8	5. 11 可 附帯決議	5. 12 可 決	4. 17 商工	4. 19 可 附帯決議	4. 20 可 決
87	弁理士法案	参	3. 21	3. 23	3. 30 可 附帯決議	3. 31 可 決	4. 13 商工	4. 18 可 附帯決議	4. 18 可 決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
146 / 6	消費者契約法案	千葉 景子君 外1名 (11.12.10)			11.12.14					
○12. 4. 27 撤回申出 ○12. 4. 27 撤回（委員会許可）										